

【テーマ2】 内部統制の整備充実に貢献する監査

めざす方向

執行機関が行う内部統制の整備充実に貢献する監査をめざします。

内部統制の整備充実に貢献する監査

<今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）>	<何をどのような状態にするか（目標）>	<進捗状況（R2.3月末時点）>
<p>■ 内部統制の整備充実に繋がる監査</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法の改正において、内部統制の整備充実のための制度が定められたことを踏まえ、監査に当たっては違反や誤りが発生した背景や要因等についても調査し、内部統制に不備があれば、制度を所管する所属に対してもその対応を求めるなど、内部統制の整備充実に繋がる監査を実施します。 <p>■ 情報セキュリティ等監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府の情報システムについて、情報セキュリティの向上や、より効率的・効果的な運用に貢献するため、情報セキュリティ等監査を実施します。 <p>■ 監査結果のフォローアップの充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事と契約する包括外部監査人が行う「包括外部監査」の結果についても、監査委員監査の結果と同様に、部局ごとに、定期監査等においてフォローアップすることにより、一層の監査機能の充実・強化を図ります。 <p>■ 地方自治法改正に伴う新監査基準の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度の地方自治法の改正により、令和2年度から監査委員が定める監査基準に基づいて監査を実施することとされ、監査基準に関する国の指針が示されたため、令和元年度中に新しい監査基準を策定します。 <p>（スケジュール）</p> <ul style="list-style-type: none"> 上半期（本庁等）：6～8月 下半期（本庁の一部、出先機関、財政的援助団体等、情報セキュリティ等）：10～2月 	<p>◇活動指標（アウトプット）</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計局による会計実地検査等、財務事務に係る内部統制の有効性を評価します。その他、定期監査においては、違反や誤りの事実を指摘するだけでなく、その事案が発生した背景や要因等についても調査します。 情報セキュリティの向上に資する監査や、システム改修に関するプロジェクト監査を実施します。 定期監査において、部局ごとに、包括外部監査の結果に対する措置状況をフォローアップします。 知事部局の内部統制の体制整備の状況も踏まえ、新しい監査基準等を策定します。 <p>◇成果指標（アウトカム） （定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査を通じて、執行機関の内部統制の整備充実に貢献します。 令和元年度中に新しい監査基準等を策定します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各所属における会計事務の適正性に加え、会計局による会計実地検査における検査の有効性の評価を行い、会計事務の内部統制の一層の充実に繋がる監査を実施しました。 また、違反や誤りが検出された場合には、その背景や要因等まで掘り下げ、内部統制の整備充実に求めました。 情報セキュリティ等監査については、7月に策定した監査計画に基づき、外部のシステム監査の専門家と共に監査を実施しました。多量の個人情報を取り扱うシステムのセキュリティに関する監査及び進行中のプロジェクトの問題点を指摘・是正していくプロジェクト監査を実施し、府の情報セキュリティ等の強化を促しました。 定期監査において、これまでの未措置の監査結果について、聴取を行いました。 また、包括外部監査の結果についても、定期監査と同様に継続的にフォローアップしました。 新監査基準については、監査委員協議会において合議により決定し、4月1日に、知事、議長等に通知するとともに公報に登載して公表しました。 また、財務監査や財政的援助団体の実地監査の頻度を見直し行政監査の充実強化を図るため、監査事務手続を改訂し監査実施要領を策定するなど監査に関する諸規程を再構築しました。 監査では、過去の違反や誤りの指摘にとどまらず、将来において同種の問題が発生しないよう、内部統制の整備充実に促しています。 新しい監査基準等については、上記記載のとおり4月1日に策定しました。